

## 選挙管理委員会議事録

1 開催日時	令和8年1月26日(月曜日)
2 開催場所	榛東村役場 階 会議室
3 出席者	岩田 正一、青木 繁、蜂巣 初男、石坂 二三雄
4 開催概要	1 第 51 回衆議院議員総選挙及び第 27 回最高裁判所裁判官国民審査について 2 公共施設を使用した個人演説会に係る承認等について 3 その他

### 5 議事録

#### 1 第 51 回衆議院議員総選挙及び第 27 回最高裁判所裁判官国民審査について

委員に対し、令和8年2月8日執行の第 51 回衆議院議員総選挙及び第 27 回最高裁判所裁判官国民審査に係る以下の必要事項について一括して説明を実施した。

- ①選挙人名簿の登録及び抹消について
- ②直接請求に必要な数の告示について
- ③選挙時名簿の登録の移替えの延期について
- ④選挙執行上必要な事項について
- ⑤不在者投票用紙等の交付場所及び記載場所について
- ⑥開票立会人を定めるくじを行う日時及び場所について
- ⑦ポスター掲示場の設置場所について
- ⑧投票立会人及び期日前投票立会人の選任について

#### <議事内容>

【青木委員: 今回は第1投票所が改修工事の関係で第1区コミュニティセンターに変更となっているが、駐車場はどうなっているのか?】

尾崎書記: 駐車場については、道を挟んだ南側の連華寺の空き地を使用できることになっている。

【青木委員: 第1区コミュニティセンターにエアコンは入っているのか?】

尾崎書記: パッケージエアコンが設置されている。玄関を開放して使用することが想定されることからストーブを使用することも考慮して必要物品の準備を進めている。

【青木委員: 第2投票所についても、中央公民館が閉館となることに伴い変更となっている。間違えて投票日当日に中央公民館に来館してしまう有権者もいると思うが対応はどうのに行うのか? 来館した者が分かるように何か掲示があればよいと思うが…。】

尾崎書記: 投票所入場券に印字される投票所も変更後の施設に変わっている。また、23日の自治会長便で第1投票所及び第2投票所の各地区へ投票場所が変更する旨の回覧文書を配布している。委員が言われたように来館する有権者も想定されるため、正面玄関及び投票所入口として使用していた箇所に掲示を行いたい。

【青木委員：中央公民館の中に入ることはできるのか？】

尾崎書記：閉館に伴い施錠されており、施設内に入ることはできない。

質疑終了後、全会一致で承認された。

## 2 公共施設を使用した個人演説会に係る承認等について

### ①公共施設を使用した個人演説会に係る承認等について

新施設(しんとぴあ)が竣工したことに伴い、公共施設を使用した個人演説会に係る必要事項を審議してもらうとともに、令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙において個人演説会として使用できる状況について説明を実施した。

＜議事内容＞

各委員からの質疑はなく、内容について全会一致で承認された。

## 3 その他

### ①選挙周知計画について

令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙における選挙周知計画について、委員に説明を実施した。